



小型旅客安全講習 受講案内

2024年1月1日～3月31日

小型旅客安全講習【特定操縦免許】について

- ・旅客船や遊漁船等、人の運送をする小型船舶の船長になろうとする方に必要な資格です。
- ・講習は、海難発生時における処置や救命設備に関する内容となります。
- ・この講習は小型船舶免許取得前でも受講することができ、1日で修了します。

2024年 小型旅客安全 講習年間計画

講習日

塩釜会場			青森	
第1回	01月23日(火)	会場：マリンゲート	2月24日(土)	会場：はまなす会館
09：00～17：00（集合 08：45）			09：30～17：30（集合 08：45）	
※第2回	02月15日(木)	会場：塩釜商工会議所	全て屋内での講習です。 救命いかだの取扱い等がありますので 汚れてもよい服装でお願いします。	
09：30～17：30（集合 09：00 ※会場は、09：00～のみ開場）				
※第3回	03月13日(水)	会場：塩釜商工会議所		
09：30～17：30（集合 09：00 ※会場は、09：00～のみ開場）				

☆ 定員がありますので、あらかじめ受講日のご予約をお願いします。

☆ できるだけ公共交通機関をご利用ください。車の場合はマリンゲート駐車場をご利用ください。

※ 遅刻の場合は、受講できませんので時間厳守でお越し下さい。

必要書類（提出物）

① 受講申込書（JEISホームページよりダウンロードできます）	・・・	1通	
② 証明写真 縦4.5㍍×横3.5㍍（6カ月以内に撮影したもの）	・・・	2枚（※1）	
（※1）免許証取得前、免許証同時申請、後日別途申請される場合は1枚です。			
③ 小型船舶免許証の写し（取得している方のみ）	・・・	1通（※2）	
（※2）免許証記載事項に、変更ある方は本籍記載の住民票（1年以内）も提出してください。			
④ 受講料	・・・	振込受領証等の写し	
免許証の種類	小型1級	小型2級	<振込先> 七十七銀行 塩釜支店 普通 9243330 (株)日本船舶職員養成協会東北 ※振込手数料はお客様のご負担となります。 郵送の場合は振込受領証の写しを同封してください。 なお、入金時会社名等でお振込みの場合は、 末尾に受講者名をご記入ください。
受講料	¥10,790		
教本代	¥910		
申請料等	¥7,000	¥6,800	
合計	¥18,700	¥18,500	

提出物は、受講日の2週間前までには、JEIS東北へ必着でお願いいたします。

提出期限までに確認されない場合は、受講できません。お早めにご提出ください。

講習当日持参するもの

- ①筆記用具 ②小型船舶操縦免許証

公式HP



友だち追加は
こちらから！



問い合わせ先 ^{ジェイス} (株)日本船舶職員養成協会東北 (JEIS東北)
 〒985-0016 宮城県塩釜市港町1-4-1 マリンゲート塩釜内
 TEL 022-290-3091 / FAX 022-290-3092
 Eメール mail@jeistohoku.jp
 ウェブサイト https://www.jeistohoku.jp (ジェイス東北で検索！)



お申込み前にご確認願います！！

小型船舶操縦免許証の表示例

小型船舶操縦免許証の表示方法

(免許証の番号) 通し番号

第0219041234561号

小型船舶操縦免許証
Permit of Boats Operator

資格・限定等
二級
若年者(5才)
特殊

資格により次のように表示
一級小型船舶操縦士は、「一級」
二級小型船舶操縦士は、「二級」
二級小型船舶操縦士で年齢が18歳未満の場合は、「二級 若年者(5トン)」
二級小型船舶操縦士湖川小出力限定は、「二級 湖川」

特殊小型船舶操縦士を保有している場合は、この欄に「特殊」と表示

特定操縦免許(旅客運送のための免許)を保有している場合は、この欄に「特定」と表示

設備や航行時間などの条件が付されている場合は、この欄に「設備等」と表示

(若年者限定)
二級小型船舶操縦士で年齢が18歳未満の場合、18歳に達する日の前日

(有効期間)
操縦免許証の有効期間が満了する日

(免許証交付日)
操縦免許証を交付した日

(免許登録日)
新たな資格を取得した日

五年有効期定 平成19年08月02日まで
平成21年08月31日まで有効

免許証交付日 平成17年06月18日
免許登録日 平成16年09月01日

氏名 海技 太郎
Name Kaiji Taro
昭和3年08月08日生
Date of Birth Aug. 08, 1988

本籍 東京
住所 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通大臣
Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Japan

☆ お客様の所有する操縦免許証の右上「資格・限定等」の欄内を確認してください。
欄内に「特定」という表示がある場合、この小型旅客安全講習を受講する必要はありません。

また、**海技士免状**をお持ちの場合は、申請により資格を取得出来ますのでお問い合わせください。

※ お手元の操縦免許証をよくご確認のうえ、お申込みされますよう、よろしくお願いいたします。

【参考】—受講資格等について—

これから小型船舶操縦士「一級」や「二級」の免許取得を目指す方や、既に小型船舶操縦士免許をお持ちで失効している方も受講は可能ですが、免許の申請はそれぞれ免許取得時及び失効再講習受講後の申請となります。

また、現在小型船舶操縦免許（1級・2級）を保有されている方で小型旅客安全講習を受講し、特定操縦免許の申請・交付されますと操縦免許は、新免許証となりますので有効期間はその日より5年間へと変更となります。